

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島
県
報

目次

規則

○福島県農業総合センター農業短期
大学校規則の一部を改正する規則

規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年二月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第九号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則(昭和六十二年福島県規則第七十九号)
の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「(様式第七号)」を削る。

第十三条の五を削る。

第十三条の四第一項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第一項」に改め、同
条を第十三条の五とし、第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二を第十三条の
三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(専門士の称号)

第十三条の二 校長が本科の所定の課程を修了したと認めたる者は、専門士(農業専門課
程)と称することができる。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号(第十三条関係)

その一(本科用)

契 印 第 号

卒 業 証 書

校 印

(氏 名)
年 月 日生

右の者は本短期大学校において農学部本科
門士(農業専門課程)と称することを認める

学科を卒業したことを証しここに専

年 月 日

福島県農業総合センター短期大学校長(氏 名) 印

その二(研究科用)

契 印 第 号

卒 業 証 書

校 印

(氏 名)
年 月 日生

右の者は本短期大学校において農学部研究科を卒業したことを証する

年 月 日

福島県農業総合センター短期大学校長(氏 名) 印

様式第八号から様式第十一号までの規定中「第13条の4」を「第13条の5」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(農業振興課)